


# 事業承継支援保証について

経営者の方が事業の承継（※）を行う際の資金の借入について信用基金の債務保証を利用する場合、最大で5年間の保証料免除を受けられます。

（※）「人（経営）の承継（経営権）」、「資産の承継（事業用資産等）」及び「知的資産（従業員の技術や技能等）の承継」のいずれか

ご利用対象者	<p>次の（１）又は（２）に該当し、かつ、（３）に該当する林業・木材産業を営む法人</p> <p>（１）保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人</p> <p>（２）令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの</p> <p>（３）次の①から④の全ての要件を満たす法人</p> <p>①資産超過であること</p> <p>②EBITDA 有利子負債倍率（注）が 10 倍以内であること  <small>（注） EBITDA 有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）／（営業利益＋減価償却費）</small></p> <p>③法人・個人の分離がなされていること</p> <p>④返済緩和している借入金がないこと</p> <p>※事業承継は、親族内承継、役員・従業員承継又は社外への引継ぎ（M&amp;A等）のいずれか</p>
保証限度額 保証期間	通常の保証限度額及び保証期間と同様となります。
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	<b>最大で5年間「保証料免除」となります。</b>
貸付利率	金融機関所定の利率（市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。）
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	実質無保証人（80%保証に限ります。）
担保	実質無担保（融資対象物件担保のみ徴求）
出資金	保証額に対して出資金が必要。（完済後、ご請求により出資金を返戻します。）
その他	事業承継計画書（様式第6号）及び財務要件等確認書（様式第7号）の提出が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金          林業調整室 林業業務推進課/林業信用保証業務部 業務課          〒105-6228          東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階          電話：03-3434-7825（地方公共団体又は木材関係団体の方）          03-3434-7826、7827（融資機関又は保証ご利用の方）          URL：<a href="https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html">https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html</a></p> 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。